

こ支障第147
令和8年5月28日

各
〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長〕
殿

こども家庭庁支援局長
(公印省略)

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

平素より、障害児支援行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

第55回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（令和8年4月28日）において、「やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い」について報告したところで

これを踏まえ、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正することとしますので、各都道府県等におかれては、内容を御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

本通知による改正後の取扱いについては、令和8年6月の算定分から適用することとします。

【資料掲載箇所】

こども家庭庁ホーム > 政策 > 障害児支援 > 障害児支援施策 > 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定について

[令和8年度障害福祉サービス等報酬改定について | こども家庭庁](#)